

令和六年第二十回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和六年十一月十八日  
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長 ただいまから令和六年第二十回世田谷区教育委員会定例会を開催いたします。

まず、次第の1、令和六年第十九回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。坂倉委員と澁澤委員、どうぞよろしく願います。

本日は、事務局からの報告が八件ございます。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)施設使用料等の改定額の案について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、施設使用料等の改定額の案について御説明させていただきます。

資料を御覧ください。

まず、1の主旨でございます。本日の教育委員会に先立ちまして、本年九月の区議会常任委員会で既に御報告しております区全体の施設使用料等の見直しの考え方に基つきまして、このたび、教育委員会が所管する施設を含め検討対象とした各施設の使用料等の額の案について取りまとめましたので、本日、御報告するものでございます。

次に、2の使用料等の算定方法でございます。こちらが本年九月の区議会常任委員会で報告いたしました見直しの考え方、改定額の算定方法となります。

改定後の額を以下の記載の(1)から(3)の考え方により算出いたします。

(1)は、基準額の算定でございます。平成三十年度決算と令和五年度決算の

管理運営経費を類似施設のグループごとに比較し、その増加割合に平行しまして各施設等の使用料等の額をスライドさせてまいります。

(2)でございますが、①から④として記載しております四つの観点から、基準額に一定の調整を加えます。

まず、①の子ども・子育て家庭への配慮でございますが、一点目は、個人料金で、子ども料金が設定されていない使用料等について、十八歳以下を対象とする料金を新たに設定いたします。二点目は、個人料金で、既に子ども料金の設定はあるものの中学生以下を対象としている使用料等について、子ども料金の対象年齢を十八歳以下に引き上げます。

②は、区民会館のみに適用する築年数・利便性についてでございます。各施設の築年数及び利便性に応じて、改定額に傾斜をつけてまいります。

③は、高齢者・障害者への配慮です。一点目は、高齢者、障害者の外出や社会活動への参加をより一層促す観点からの配慮でございます。まず、資料に記載の対象施設、利用時間、利用者については、引き続き無料といたします。また、障害者休養ホームひまわり荘につきましては、高齢者・障害者施設グループ全体の管理運営経費の増加割合の二分の一を改定率として用いることといたします。二点目は、高齢者・障害者の生活基盤を確保する観点からの配慮でございます。資料に記載している三つの対象施設につきましては、今回は使用料等の改定は行わず、料金を据置きといたします。

④は、区民生活への配慮でございます。急激な改定とならないよう、原則、現行の使用料等のおおむね三割を上限といたします。なお、選択的かつ私益性の高い施設、駐車場など、いわゆる民間施設で類似サービスの提供がある施設につきましては、この限りではございません。

最後に、資料一ページの下端に(3)として記載しておりますが、各施設の実情に応じた調整を加えまして、このたびの改定額の案としてお示しをさせていただきます。

います。

続いて、二二ページを御覧ください。3の各施設の使用料等改定額についてでございます。

(1)施設ごとの使用料等改定額の案につきましては、資料六ページ以降に別紙として添付してございます。

(2)各施設の実情に応じた改定額案等の調整を行った事項につきましては、類似施設ごとに整理しまして、二二ページから五ページにわたり記載してございます。

教育委員会の関連では、右上のページ番号で四ページでございますけれども、⑧の教育施設でございます。資料記載のとおり、改定割合は三〇%で、施設の実情に応じた調整は特にございません。

また、五ページの⑩学校開放施設でございますが、こちらの改定割合は二八・二%でございます。こちらも施設の実情に応じた調整はございません。

続いて、資料五ページ、4の今後のスケジュールでございます。「区のおしらせ せたがや」十一月十五日号で改定案につきまして区民募集を行う予定としてございます。その後、令和七年二月の区議会第一回定例会において条例改正案を提案し、十月に新料金を適用する予定としてございます。

最後に、資料六ページ以降の別表の中で教育委員会所管の主な施設について、簡単に御案内だけさせていただきます。

少しページが飛んで恐縮でございます、資料右上のページ番号で二七ページを御覧ください。⑧の教育施設でございますが、こちらはプラネタリウムの一施設となります。改定割合は三〇%でございます。

続いて、三一ページを御覧ください。三一ページは、全て学校開放施設となります。学校開放施設の改定割合は二八・二%でございますが、中段ぐらいに書かれております温水プールにつきましては、こちらだけ、他の公園・スポー

ツ施設グループの増加割合の一三・五%を用いて算出してございます。

本件に関する私からの説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(2)世田谷区学校施設包括管理業務委託実施方針（案）について、本件に関して、高野教育環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 それでは、世田谷区学校施設包括管理業務委託実施方針（案）について御説明させていただきます。

教育環境課では、今後急増が見込まれます学校施設の改築、改修等を計画的に進めるため、教育環境課の業務を効率化することを目的に、包括管理業務委託の検討を進めてまいりました。このたび、学校施設の包括管理業務委託実施方針（案）を取りまとめましたので、御報告させていただくものでございます。

初めに、2の概要を御覧ください。中ほどにイメージ図がございます。左側が従来の教育環境課の業務の流れ、右側が包括管理業務委託の導入後の業務の流れでございます。これまで教育環境課が個別に発注していた業務について、包括的に事業者にも業務委託し、包括管理事業者が区内事業者へ再委託する仕組みとなっております。

図の下を御覧ください。本業務は、包括管理事業者が全ての業務を実施するのではなく、包括管理事業者が総合的に業務を管理し、区内事業者へ再委託することを前提としております。また、再委託の状況については、区が随時モニタリングを実施いたしまして、発注等の履行状況を確認してまいります。

次に、二ページにお進みください。(2)の対象業務委託の範囲でございます。左側が現状の教育環境課が実施している業務でございます。そのうち点線で囲われております不具合通知対応や五百万円未満の修繕業務、定期点検などを委託いたします。なお、これまで学校が実施しております直接発注分は、包括管理業務の対象外といたします。

下の表は、令和四年度の実績でございます。後ほど御確認いただければと思います。

次に、三ページにお進みください。中ほどの(3)対象施設につきましては、小・中学校、幼稚園を含みます九十九施設でございます。

(4)の契約期間といたしましては、半年間の準備期間を含めました五・五か年間、令和十三年三月末まででございます。

次のページにお進みいただきまして、4、包括管理事業者の選定手法です。事業者の選定に当たりましては、価格のみならず、事業者の有する技術能力や業務実績を含め総合的に評価する必要があるため、公募型のプロポーザル方式といたします。

(4)プロポーザル参加条件概要を御覧ください。黒ポチの一番目です。包括管理業務を担う能力を有する単体事業者、または複数の事業者の共同体であること、あと、コールセンターや管理システムの導入が可能であることなどを条件といたします。なお、事業者の選定の際は、選定委員会を設置いたします。提案内容について審査の上、本業務を担う能力のある事業者を選定してまいります。

次に、五ページにお進みください。5の概算経費です。概算事業費は、約十五億九千二百万円を予定しております。そのうち約千二百万円は準備期間に要する経費、約五十五億八千万円は五年間の業務費となっております。中の内訳の②を御覧ください。五年間の管理業務に要する経費約五十五億八千万円の

うち、Ⅱの維持管理業務費、年間五億円と、Ⅲの修繕・改修業務費、年間四億円、合わせて九億円、五年間で四十五億円につきましては、例年発注させていただいております業務費でございます。本業務のマネジメント業務費につきましては、年間約二億一千六百万円、五年間で十億八千万円となり、これを上限として事業者を公募してまいります。

6、委託後の評価、検証につきましては、モニタリングによる監視、観察を実施し、随時、業務履行状況等の確認と評価、検証を実施してまいります。

最後に、今後のスケジュールでございます。令和七年四月に事業者選定プロポーザルの公告を行いまして、八月に事業者を選定する予定です。その後、約半年間の準備期間を経まして、令和八年四月から業務委託の実施を予定しております。

報告については以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 趣旨は全く大賛成です。ただ、要するにそれなりの業務をアウトソーシングで出すということですから、当然、教育環境課を含めたこちら側の体制の見直し、それによってどのぐらいが削減できるのかということをやはり対案で示していかないと、なかなか区民の方は納得しないと思うのですが、その辺のお考えはどうなっているのでしょうか。

○高野教育環境課長 今回、業務量のシミュレーションをさせていただいております。昨年十一月から本年十一月の間に、職員がどの業務にどれだけの時間を割いているかということを検証してまいりました。その結果、この業務を実施することによりまして、おおむね九名程度の人員の業務量が軽減されるのではないかと想定しております。その人員を改築のほうの業務に充てたいと考えております。

○知久教育長 よろしいですか。それでは、次に進みます。

(3)奥沢区民センターの再仮移転及び奥沢図書館仮事務所の移転について、本件に関して、齋藤中央図書館長より説明をお願いします。

○齋藤中央図書館長 それでは、奥沢区民センターの再仮移転及び奥沢図書館仮事務所の移転について御報告いたします。

なお、本件は、当教育委員会のほか、区民生活常任委員会、文教常任委員会での報告もさせていただいている案件になります。

初めに、1の主旨でございますが、奥沢区民センター及び奥沢図書館は、奥沢センタービル・三敬ビルの建物の耐震性が不足していることから、令和五年度より、近隣施設に暫定的に仮移転し、運営しております。一方で、奥沢区民センターは、従前と比べ施設規模が小さく、狭隘化している課題があり、また、奥沢図書館仮事務所は、予約受付、予約した本の受け取り、貸出し、返却、地図、新聞、雑誌の配架、閲覧コーナーを設置しているものの、従前の図書館機能の確保が課題となっております。

奥沢区民センターにつきましては、従前と同規模のフロアを確保することとして、東急株式会社が、奥沢駅北側に新築の建物への再度の仮移転に向けて、令和五年六月に建築主と確認書を取り交わしております。一方、奥沢図書館仮事務所については、現在の移転先である旧奥沢まちづくりセンターの建物が令和八年度には築六十五年を迎えること、また、従前の駅前から遠方に仮事務所を設けたことによる区民の利便性低下を解消するために、建築主に新築物件の一部フロアを賃借することを申し入れたところ、奥沢図書館仮事務所を含め、フロアを賃貸することの調整が整いましたので、改めて、建築主と協定を締結することとなりました。

また、現奥沢区民センター本館の新築への移転後のフロアを奥沢図書館仮事務所の一部として継続利用し、図書館機能の一層の拡充を図るものとしたしま

す。

2のこれまでの経過については、資料記載のとおりです。

二ページ目の3の移転先についてですが、各施設の位置関係は、四ページ、別紙1を御覧ください。新築物件の位置は、奥沢駅の北側で、駅に隣接している場所になります。奥沢区民センターは東急の新築物件に集約し、奥沢図書館の仮事務所は、機能を拡充するために、新築物件と現在の奥沢区民センター本館の二か所に移転いたします。

二ページ、本文にお戻りください。奥沢区民センターは、新築物件の一階、二階で、床面積は約七百六十平米を予定しております。機能につきましては、資料記載のとおりです。

次に、奥沢図書館仮事務所につきましては、新築一階部分百六十平米と、現在の奥沢区民センター本館一階と三階の約百四十平米の二か所で、合わせて三百平米となります。参考に、現在の奥沢図書館仮事務所は百四十平米となりました。機能につきましては、これまで、それぞれの場所でのような機能にするかはまだ調整事項となっているため、想定される機能を記載しております。

次に、4の移転時期につきましては、工事費や建築資材の高騰に伴い、新築計画を見直す必要性が生じた結果、新築建物の完成が当初予定の令和七年度から令和八年十二月に変更の見込みとなり、それ以降に内装の工事、開設準備を行う必要があるため、両施設の移転時期は令和九年四月になる予定です。

5の建物賃貸借契約につきましては、賃貸借用の物件、十年とする予定です。また、奥沢区民センターの建物の契約につきましては、奥沢図書館仮事務所として継続して賃貸借してまいります。

6の協定につきましては、記載のとおりでございます。

7の概算費用につきましては、イニシャルコストとなる設計、工事、移転費

は資料記載のとおりです。この費用につきましては、奥沢区民センター、奥沢図書館合算となります。

続きまして、賃借料等のランニングコストは、年間の賃借料の見込みであり、相手との協議、または財産評価委員会等を経て定めてまいります。

三ページにお進みいただいて、8、再仮移転後の現施設の取り扱いについては、奥沢区民センター本館につきましては、先ほど御説明したとおり、奥沢図書館仮事務所の機能拡張場所として継続利用することといたします。別館につきましては、区民センターの再移転先の移転終了後、賃貸借契約を終了します。

なお、奥沢まちづくりセンターの奥沢図書館仮事務所につきましては、建物の状況を配慮しつつ、全区的及び地域の視点も踏まえて、今後の利用について検討してまいります。

9の奥沢ビルの今後につきましては、耐震化後は区民センター及び奥沢図書館として使用することを前提としつつ、令和十九年には公共施設の耐用年数となる六十五年を迎えることもあり、他の行政需要などを総合的に勘案の上、また、管理組合における検討状況も確認し、改めて方針等を決定いたします。

最後に、今後のスケジュールにつきましては資料記載のとおりです。

説明は以上になります。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(4)学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン（素案）について、本件に関して、本田学校職員課長より説明をお願いします

す。

○本田学校職員課長 それでは、学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン（素案）について御説明いたします。

一ページ目を御覧ください。九月に、学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン（骨子案）を策定し、お示しをしておりますが、その後、さらに検討を進め、学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン（素案）、以下、プランと申し上げますけれども、こちらを取りまとめましたので、御報告いたします。

2のプラン素案の内容につきましては、二ページ目以降の学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン（素案）を基に御説明いたします。

ちよっとページが飛びますが、右上、一〇ページにお進みください。学校現場の状況といたしまして、令和五年度の世田谷区立小・中学校の教育職員の時間外在校等時間を令和四年度と比較した表を載せております。全体といたしまして、前年度と比較して微減となっておりますが、その中で、副校長の時間外在校等時間が長時間に及ぶなど数値が増えております、その業務負担が大きいいことが分かるかと思えます。

またページを飛んで、右上、二五ページのプラン策定の必要性と現状の課題について、業務負荷の増加の負のサイクルといった形でまとめております。

このような業務負荷の増加のサイクルから抜け出すため、二七ページ目でございますけれども、計画期間は四年間とし、令和七年度から令和九年度を集中取組み期間といたしまして、令和十年度に結果と課題を分析し、さらなる改善を図ってまいりたいと考えております。

二八ページ以降でございますが、七つの基本的な考え方に基づき取組みを進めてまいります。

二九ページを御覧ください。一つ目が各学校による自主・自律的な改善の推進といたしまして、各校で自主的に改善に取り組むことができる環境を整備、確保し、その改善内容や成果を共有する仕組みを整えてまいります。

二つ目でございますが、授業準備時間の確保による授業の質の向上と学校・学級経営の支援強化でございます。日中に授業準備等の時間が取れない小学校における授業の仕組みを変え、中学校との連携も視野に入れ、小、中ともに授業の質の向上を図ってまいります。また、区独自教員の採用の本格化も視野に入れ、若手教員への支援、急な休職や退職にも対応できる体制を構築するなどの取組みを進めてまいります。

三〇ページを御覧ください。三つ目が持続的な部活動体制の構築を行い、さらに、四つ目として、教員の事務負担軽減を行ってまいります。

三一ページ目でございます。五つ目としまして、学校経営における管理手法の見直しとして、学校施設の維持管理における教員が担っている負担を軽減していくとともに、児童・生徒や保護者の生活状況を踏まえた学校施設の利用に向けて検討をしております。

また、六つ目、学校と地域との強固な協力体制の構築を行い、次の三二ページ目でございますが、七つ目として、教育委員会における事務の一元化を図るなどの取組みにより、学校と教育委員会等との連携の強化を図ってまいります。

三三ページ以降につきましては、七つの基本的な考え方にに基づき具体化した取組み項目及びその概要をお示しさせていただいております。今後、案を策定していくに当たり、より内容を具体化し、個票として取りまとめいく予定でございます。

三九ページのほうにお進みください。こちらは、教員の一日の各時間帯別の改善のポイントを踏まえまして、特に教員の負担感が高い業務について、各時

間帯の施策の効果を踏まえ、緊急対策プランとして、令和七年度から優先的に実施してまいります。

具体的には、四〇ページ目の、緊急対策プランAとしまして、モデル校における実践事例を踏まえた自主的・自律的な取組みの推進でございます。モデル校において実施している取組みの伴走支援、調査、分析を行い、効果的なものなどを全校に展開する取組みを構築することなどで、各校における自律的、自主的な働き方改革の取組みを推進してまいります。

四一ページ目のプランB、小学校高学年における教科担任制の導入及び学級経営支援教員の配置につきましては、都の施策と連動し、小学校高学年における教科担任制を研究指定校において先行的に導入しまして、教員の専門性を高める時間を確保し授業の質を高めるとともに、各小学校ブロックごとに配置先の学校を固定しない教員を配置し、新人を含む若手教員の育成や急な休職や退職などの緊急時に対応できる体制を順次構築してまいります。

四二ページ目から四三ページ目、プランC、配慮を要する児童・生徒への支援の拡充につきましては、教育総合センターにおけるインクルーシブ教育支援チームを拡充しまして、学校支援体制を強化するとともに、特別支援教育コーディネーター業務代替教員等の中学校への配置を行い、校内体制を強化いたします。また、学校包括支援員をインクルーシブ教育支援員として再編成し、現状の各校一名体制から、小学校のみ各校二名体制へと拡充するとともに、小学校一年生の専属としてエデュケーション・アシスタントを新規設置するなど、必要な人的体制を四月から運用できるよう構築してまいります。

四四ページ目、プランD、児童・生徒及び保護者対応に関する支援体制の強化でございますが、対応困難事例への対応の視点から、心理士、校長経験者、弁護士等の専門家による多角的な視点からの検討により、学校への指導、助言、保護者への対応など、支援体制の質的・量的拡充を図ってまいります。

四五ページ、プランE、学校徴収金事務の負担軽減としまして、学校教職員の負担感の高い徴収金事務について、外部サービスを活用した徴収金事務を、令和七年度、先行実施校十校程度で実施しまして、導入効果を検証するとともに、令和八年度以降、区内全校における展開をめざしていくことで、学校徴収金事務の負担軽減をめざしてまいります。

四六ページ、プランF、文書管理システムの事務負担への対応については、文書管理システム等の事務の負担を軽減するため、実践的な研修の充実とサポート体制の強化を図ってまいります。

四七ページ、プランG、学校と地域を結ぶコーディネーター役の機能拡充、学校運営委員会の再編についてでございますが、学校と地域を結ぶコーディネーターを拡充させ、学習や活動における地域との調整機能を充実させるとともに、学校運営委員会等の学校を支える三つの仕組みの再編を図り、持続可能な地域とともにある学校運営体制を再構築してまいります。

このように、緊急対策プランについては、教員の負担感が高い取組みを改善、支援していくものでございまして、令和七年度当初から実施できるよう、教育委員会として、四月実施に向けて、令和七年度の予算案が区議会で議決され予算が配当されることを前提としつつ、遅滞なく準備を行ってまいりたいと考えております。

四八ページ以降は、本プランの目標を示しております。七つの基本的な考え方を基に着実に実施していくことで、業務負荷の増加サイクルを打開し、業務負荷軽減のサイクルの循環を図ってまいります。

五三ページから五四ページに進んでいただいでよろしいでしょうか。この二ページにかけましては、本プランの推進体制をお示ししております。自助、公助、共助の概念を踏まえつつ、教育委員会内でプロジェクトチームを組むだけではなく、教育課程検討委員会を立ち上げ、現場の教育課程に合わせ教育の質

を向上させてまいります。

一ページ目のがみ文のほうにお戻りいただいでよろしいでしょうか。3の今後のスケジュールですが、二月、案として取りまとめ、三月のプラン策定につなげ、四月より実施してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(5)令和五年度世田谷区立小・中学校の教育職員に係る時間外在校等時間の状況について、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長 それでは、令和五年度世田谷区立小・中学校の教育職員に係る時間外在校等時間の状況について御報告いたします。

まず、1、主旨ですが、教育委員会では、教育職員の出勤を把握しておりますが、今般、スクール・サポート・スタッフ事業に係る当補助金の交付要件として、在校時間等、教員の働き方に関する取組み等を各教育委員会のホームページ等において公表する必要があることから、令和五年度の教育職員に係る時間外在校等時間の状況について報告するものでございます。

2、世田谷区立小・中学校の教育職員に係る時間外在校等時間の状況ですが、管理運営規則により時間外在校等時間の上限を一月当たり四十五時間以内、年間三百六十時間以内としており、厚生労働省が示している、いわゆる過労死ラインの基準となる八十時間と併せて表のとおりの区分で公表いたします。今年度は昨年度との比較も記載いたします。状況について簡単に御説明いたしますと、左から三列目の一月当たりの時間外在校時間等の平均時間は減

少したものが改善されたものになりますので、三角が示されている小・中学校の校長、教諭等は改善しておりますが、小学校の副校長は悪化と言えます。一番右の列、年間三百六十時間以内の教員の割合については、増加が改善されたものとなりますので、小学校は全体的に改善しておりますが、副校長は悪化となっております。中学校では、全体的に僅かな悪化傾向がございます。全体の傾向としては、依然として、教員の負担軽減や働き方改革に引き続き取り組む必要がある状況となっております。改善に向けては、先ほど御報告のあった働き方推進プランにより進めてまいります。

報告は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(6)民設民営放課後児童クラブの整備計画及び補助制度の拡充について、本件に関して、加野地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野地域学校連携課長 それでは、民設民営放課後児童クラブの整備計画及び補助制度の拡充について御説明いたします。

1、主旨でございます。新BOP学童クラブの大規模化、狭隘化の解消に向けた取組みとして、令和四年度に学校の敷地外に民設民営放課後児童クラブの整備を誘導していくことを決定し、整備を進めております。現在、策定作業を行っている子ども・若者総合計画に内包する子ども・子育て支援事業計画において、令和十一年度までの需要量見込みが令和四年度に示した整備計画における需要量を上回る想定となったため、これに対応する整備量を設定する新たな整備計画を策定し、あわせて、新整備計画の着実な実現に向けたさらなる施設

整備の促進や質の向上をめざすことを目的とする補助制度の拡充を行うこととしましたので、御報告いたします。

## 2、民設民営放課後児童クラブの新整備計画についてです。

初めに、資料最終ページ、新整備計画を反映した整備優先度マップを御覧ください。こちらは、これまでお示してきた優先度マップを新整備計画策定に合わせて更新したもので、赤色が、目安として、登録児童数二百人以上の超大規模新BOP学童クラブの学区で、八十人、もしくはそれを超える定員数を民設民営放課後児童クラブで確保することをめざします。黄色が、目安として、登録児童数百六十人以上、二百人未満の大規模新BOP学童クラブで、四十人程度の定員数を民設民営放課後児童クラブで確保することをめざします。この二色については、これまでと大きな変更はございません。今回、新たに緑色に着色をしたところは、目安として、登録児童数が百二十人以上、百六十人未満の新BOP学童クラブの学区で、民設民営放課後児童クラブ単体での整備は認めず、認可保育所活用型の整備のみで新BOPの規模の適正化を図ることをめざします。なお、着色されていない学区は、原則として整備を行わないこととします。

全体を御覧いただくと、かなり地域偏在がございます。学区ごとに地域や学校、新BOPの事情が異なっていることもあり、個々の状況に対応しながら、現在、色がついている学区を白にしていくことをめざすことが、今から御説明する新整備計画の目的となります。

右上、一ページにお戻りください。(1)実現を目指す状況です。こちらは、民設民営放課後児童クラブの誘致の開始を決定したときに策定した現整備計画と変更はなく、各新BOP学童クラブの登録児童数百二十人以下をめざします。

右上、二ページ、(2)令和七年度から令和十一年度までの整備計画（新整備

計画)の表を御覧ください。一番左の列に①から④とございますが、①の行は、区が公表している人口推計の数値です。②は、民設民営も含めた登録児童数であり、いわゆる需要量です。令和四年予測値、背景が青の升のR六のところ、八千二百六十七と記載しております。これが現整備計画で予測していた需要量となります。しかし、その二行下の実績の行でR六を見ると、九千八百七十七となっております。これが現在の登録児童数で、予測していた需要量よりも約九百人分の乖離が生じているということになります。こうした状況を踏まえ、現在策定中の支援事業計画の検討の中で、放課後児童健全育成事業の需要量を改めて推定したところ、保育園の利用意向率が年々移行していることが大きな要因となり、表中の②民設民営も含めた登録児童数、現在予測値、背景が黄色の行のR十一のところに九千二百四十八と記載があるとおり、令和十一年度時点では需要量は現在より高い水準と見込まれます。本来であれば、このR十一の需要量に見合う民設民営放課後児童クラブの定員数を確保すべきところですが、令和十一年度以降も人口減少は継続する見込みとしておりますので、令和十一年度の需要に合わせた整備計画とすると、供給過剰になるおそれがあります。そこで、さらに五年後の令和十六年度の需要を先ほど御説明したとおり各地域での必要量を足し上げたところ、人口減少の影響を受けて、需要量が八千六百七十五という結果となりましたので、これに見合う整備量を最低限確保することをめざし、③民設民営定員数、新整備計画、背景がオレンジ色の行、R十一のところに記載されているとおり、民設民営放課後児童クラブの整備により千九百五十二人分の定員を確保するという新整備計画を策定しました。なお、新整備計画は、令和十年度を用途に、改めて児童人口や利用意向率の動向を確認し精査を行うこととし、新整備計画により確保した定員を需要量が上回るなど、新BOP学童クラブの登録児童数を百二十人以下とすることが困難な場合は、配置基準適正化に向けた見直しによって職員増を図りつつ、学

校にはさらに協力していただき、余裕スペースを確保、活用することで対応してまいります。

次に、3、民設民営放課後児童クラブの補助制度の拡充についてです。

(1)現状と課題から御説明いたします。令和四年度から、民設民営放課後児童クラブの整備、令和六年度から運営が始まりましたが、新BOP学童クラブの大規模化等の解消に向けて、具体的に二つの課題が生じています。

三ページを御覧ください。一つ目は、①施設整備に関するものです。四角の枠内に記載のとおり、施設整備を進めていく上で、活用する物件のほとんどは民間が保有する不動産の賃借を前提とするため、物件の流通数が少ないことや、賃借料、建築や改修費の高騰などによる影響を大きく受け、現行の補助制度では施設整備にブレーキがかかる要素が多い状況にあります。

二つ目は、②民間事業者の強みを発揮した保育支援の質の向上です。こちらも、四角の枠内に記載のとおり、施設整備時の負担から什器やおもちゃ等を十分にそろえられないことや、学校内にある新BOPと比べて活動スペースに制限が多いことなど、保護者から選択いただくための課題が生じております。特に困難な課題としては、四つ目の黒丸に記載している内容です。民設民営放課後児童クラブが保護者や子どもへの訴求力を高めるためには、民設民営放課後児童クラブの運営内容が新BOPよりも魅力があると感じられる必要があります。さらに、その魅力を発信し続けていかないと民設民営放課後児童クラブが選択されないという課題が、令和六年度に開設した施設の一部で生じました。こうした質に関する課題の解消を図らなければ、民設民営放課後児童クラブで定員は確保したものの、効果が十分に発揮できない可能性があると考えております。

このような課題に対応し、質の向上を図りながら新整備計画を実現、新BOP学童クラブの規模の適正化を図っていくための手段として、(2)のとおり、

大規模化等の課題解消に向けた補助制度を拡充してまいります。

①施設整備促進に向けた補助制度の拡充については、まず、ア)賃借料・開設前賃借料補助として、賃借料補助の基準額を見直し、コロナ五類以降後の不動産賃料の上昇に対応していきます。また、イ)施設整備費補助、改修費として、人件費、資材調達費等の高騰に対応できるように、都の包括補助を活用しつつ、補助基準額を引き上げ、内装改修の充実を図ってまいります。次に、ウ)施設整備費補助（創設）です。整備優先度が非常に高いエリア、または優先度が高く物件相談が少ないエリアなどに限定し、公有地を活用する誘致型整備や提案型整備による創設を認め、都の包括補助を活用し、補助金を新設します。

続きまして、五ページ、②子どもの声も含め、よりよい施設運営ができ、教育支援の質の向上に資する補助制度の新設です。什器や家具、おもちゃや書籍などの備品、消耗品等の充実を図ることで、施設環境を良好にしていくための施設環境拡充補助及び施設に対して補助するものです。イ)体験活動費補助では、民設民営放課後児童クラブの子どもたちが積極的に外部施設等に出ている、活動や体験を充実させるための体験活動の補助を新設いたします。続いて、参考として、あくまで概算の数値ですが、新整備計画を進め施設数が増えた場合の整備費及び運営費の算出額を記載しておりますので、御確認ください。

4、今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりです。

御説明は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(7)世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本計画策定委員会による検討結果の提出について、本件に関して、竹内教育相談課長より説明をお願いいたします。

○竹内教育相談課長 では、私からは、世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本計画策定委員会による検討結果の提出について御報告いたします。

1、主旨でございます。教育委員会では、令和六年六月に策定いたしました、世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想に基づきまして、引き続き、学びの多様化学校等の開設に向けた検討を進めるため、基本計画策定委員会を設置し、計三回の策定委員会を実施してまいりました。このたび、世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本計画についての検討結果報告書の取りまとめ、提出を受けましたので、御報告するものでございます。

策定委員会の実施につきましては、記載の三回でございます。委員の構成につきましては、二ページのとおり、基本構想の策定に関わっていただきました学識経験者の皆様と学校関係者で構成しております。

3の「検討結果報告書」の構成でございますが、記載のとおり、九章となっております。詳細は後ほど御覧いただければと存じますが、主だったところを御説明申し上げます。

右上、五ページをお開きください。教育理念でございます。教育目標では、不登校生徒が登校するという結果のみを目的とするのではなく、生徒が自らの将来を主体的に捉え、個性に合った多様な学びを行うことで、社会的に自立する生徒を育てております。

そのための指導の重点として、基礎的な学習の定着とせたがや探究的な学び

の推進、多様な人々との交流を通じたコミュニケーション力の育成、キャリア教育の推進、学びに向かう力を育成する、自己理解、他者理解を深め、自他ともに居心地のいい学校、学級づくりの推進を掲げているところでございます。

六ページ、教育課程でございますが、めざす学校像といたしまして、つながり、学びなおし、自己決定をキーワードに掲げ、教育課程を編成するとしております。

七ページに、学校生活、九時登校、その後、簡単な運動に取り組むなど、生活のリズムを整え、授業は九時三十五分開始としております。

年間の総授業時数は八百四十時間、これは通常の中学校、千十五時間よりも二割弱減らしているところでございます。

また、多様な学びといたしまして、これは仮称でございますが、キャリアデザイン科、マイ・デザイン科、STEAM科を設けまして、主体的、または総合的に学ぶ科目を設置しております。

八ページには、基本的な時間割をお示ししておりますが、午前中に教科学習、午後の時間は学年を越えて、そうした特別な学びを予定しているところでございます。

九ページに、教育課程外の活動を記載しました。この間、不登校支援の中で培ってまいりました様々な人脈、あるいは地域、こういったところの高校、大学、いろいろなところのつながりを生かしました体験活動等に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

一〇ページに学校を運営する体制を記載させていただいております。左側の都任用のところにつきましては、今後、これは一条校として最低限必要な体制でございますので、東京都に配置をお願いしていくこととなります。区任用の部分につきましては、この学校は、当初の定員、六十名ということでスタートいたしますので、それに合った体制ということと、また、一部、講師等

については、習熟度別学習等のための体制なども考慮しているところでございます。

少し飛びまして、一三ページに、入学までの手続きがございます。年二回募集、四月と九月ということ想定しております。随時募集にしたらどうだというお声もいただいているところでございますが、学級づくり等のこともございますので、当面、この年二回募集という形でスタートしたいと考えているところでございます。

二二ページまで飛んでいただきました。学校と地域の関わりについて記載をしているところでございます。この多様化学校は、学区域は全区となりますが、学校運営協議会を設け、コミュニティ・スクールとして運営していくことを想定しているところでございます。地元地域の皆さんとは、協議会を通じ密接な連携を取らせていただきます。また、地域によって、この学校というスペースは貴重なスペースでございますので、避難所としての活用はもちろん、他の学校と同様、地域利用を承認していく予定でございます。また、北沢小学校統合時より運営しております、子どもの居場所、「きたっこ」につきましては、池之上小学校利用時は一時移転しておりましたが、多様化学校に先駆け、今年度中に再開いたします。その際、従前はなかった乳幼児と保護者の居場所スペースを広げていく予定でございます。図書室の地域利用など、地域との関わりを強める工夫も考えているところでございます。

報告書の主な記載内容は以上でございますけれども、巻末のほうに資料を添えさせていただいております。二七ページのところ、アンケート結果を何点か載せさせていただいています。これは、九月に実施いたしました、個別高校説明会という形で不登校児童・生徒の保護者に向けた、お子さんも大勢いらつしゃいましたけれども、そのときに取ったアンケートと、それから、ほつとスクールで取りました中学生及び小学校六年生のアンケートの結果でございます。

す。こちらのほうも後ほど御参照いただければと存じます。

二ページまでお戻りいただきまして、今後のスケジュールでございます。現在、今回いただきました報告の内容を実現する場合の経費の概算ですとか、体制について詰めております。これらを合わせまして、教育委員会としての基本計画の案を来年の二月の教育委員会に御報告をさせていただきます。また、来年度以降のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(8)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 それでは、令和六年十二月の各課行事予定について御報告させていただきます。

予定でございますけれども、十二月十日に第二十一回教育委員会定例会、また、十二月二十四日に第二十二回教育委員会定例会がそれぞれ予定されてございます。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしてございますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 (9)その他の連絡事項等はございませんでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 本日は、資料配付が三件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないことといたします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、玉野教育政策・生涯学習部長、秋山学校教育部長、宇都宮教育総合センター長、井上教育総務課長、本田学校職員課長、山本教育指導課長、竹内教育相談課長、書記の大野教育総務課調整係長の出席といたします。

それでは、他の事務局職員及び速記者は御退席をお願いいたします。

午前十時五十三分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時五十七分非公開の会議終了

○知久教育長 再開いたします。

次回の教育委員会は十二月十日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和六年第二十回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時五十八分閉会